

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号：微004
- (2) 調達件名及び数量：大阪大学微生物病研究所附属バイオインフォマティクスセンターゲノム解析室における実験業務について
- (3) 請負期間：令和7年4月14日から令和8年3月31日
- (4) 派遣業務の場所：国立大学法人大阪大学微生物病研究所バイオインフォマティクスセンターゲノム解析室

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の配布場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘3-1
国立大学法人大阪大学 微生物病研究所会計係
電話 06-6879-8271
- (2) 仕様書の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。
- (3) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (4) 見積書提出期限
令和7年4月8日16時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」および「製造請負契約基準」に定めています。

労働者派遣契約書

業務内容の表示 大阪大学微生物病研究所附属バイオインフォマティクスセンターゲノム解析室における
実験業務

派遣先 国立大学法人大阪大学微生物病研究所 所長 飯田 哲也(以下「甲」という。)と派遣元 □□□□□□
□□ (以下「乙」という。)は、上記の業務(以下「派遣業務」という。)について、乙がその労働者を「労働者派遣事業の
適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、甲に派遣する
にあたり、次の条項によって、労働者派遣契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、乙が、労働者派遣法及び本契約に基づき、乙の雇用する労働者(以下「派遣労働者」という。)を甲
に派遣し、甲が派遣労働者を指揮命令して派遣業務に従事させることを目的とする。

(業務内容等)

第2条 乙が甲に労働者派遣を行う派遣労働者の従事する派遣業務内容、就業場所、就業期間、その他労働者派遣
に必要な細目については、仕様書に定めるものとする。

2 乙は、前項の仕様書に定められた派遣業務の遂行に必要とされる技術・能力・経験等を有する派遣労働者を選定
のうえ、労働者の派遣を行い、甲に対し当該派遣労働者の氏名、性別、その他労働者派遣法及び同法施行規則等
に定める事項を通知しなければならない。

(契約期間等)

第3条 契約期間は、令和7年4月14日から令和8年3月31日までとする。

なお、契約期間の満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から契約更新の意思表示があった場合、甲乙合意のうえ、
令和9年3月31日まで継続するものとし、以後も同様とする。

ただし、契約更新期間を含む契約期間は、令和10年4月13日を超えないものとする。(抵触日が延長された場
合)

(派遣先責任者)

第4条 甲は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、仕様書のとおり派遣先責任者を定める。

2 派遣先責任者は、派遣労働者を指揮命令する者に対して、本契約に定める事項を遵守させるほか、適正な派遣
就業の確保のための措置を講じなければならない。

(派遣元責任者)

第5条 乙は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、別紙1のとおり派遣元責任者を定める。

2 派遣元責任者は、派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

(指揮命令者)

第6条 甲は、派遣労働者を自ら指揮命令して自己の事業のために使用し、本契約に定める就業条件を守って派遣業務に従事させることとし、仕様書のとおり指揮命令者を定める。

- 2 指揮命令者は、派遣業務の処理について、本契約に定める事項を守って派遣労働者を指揮命令し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に派遣業務を処理できるよう、派遣業務の処理方法、その他必要な事項を派遣労働者に周知し指導する。
- 3 指揮命令者は、前項に定めた事項以外でも甲の職場維持・規律の保持・営業秘密及び個人情報等の漏洩防止のために必要な事項を派遣労働者に指示することができる。

(苦情処理)

第7条 甲及び乙は、仕様書のとおり、派遣労働者からの苦情の申し出を受ける担当者を選任し、派遣労働者から申し出を受けた苦情の処理方法、甲乙間の連絡体制等を定める。

- 2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申し出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。
- 3 前項により苦情を処理した場合には、甲及び乙は、その結果について必ず派遣労働者に知らせなければならない。

(適正な就業の確保)

第8条 乙は、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、甲の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・営業秘密を守り適正に派遣業務に従事し、公的研究費の不正使用に関与しないよう、派遣労働者を教育、指導しなければならない。

- 2 甲は、派遣労働者に対し、当該派遣業務が適正かつ円滑に行えるよう配慮するものとする。

(安全衛生等)

第9条 甲及び乙は、労働基準法・労働安全衛生法等に定める規定を遵守し、派遣労働者の労働基準・安全衛生の確保に努めるものとする。

- 2 万一、乙の派遣労働者について派遣中に労働災害が発生した場合については、甲は、乙に直ちに連絡して対応するとともに、労働者死傷病報告書の提出については、甲乙それぞれが所轄労働基準監督署長に提出するものとする。なお、甲は、所轄労働基準監督署長に提出した報告書の写しを乙に送付しなければならない。

(派遣労働者の交替等)

第10条 派遣労働者が就業するにあたり、遵守すべき甲の派遣業務の処理方法、就業規則等に従わない場合、又は派遣業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達しない場合には、甲は乙にその理由を示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を要請することができる。

- 2 乙は、前項の要請があった場合には、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講ずるものとする。
- 3 派遣労働者の傷病、その他やむを得ない理由がある場合には、乙は甲に通知して、派遣労働者を交替させることができる。

(業務上災害等)

第11条 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負う。通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受ける。

(派遣料金)

第12条 甲は、乙に対し、労働者派遣に対する対価として、別紙1に定める派遣料金(消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づく消費税並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づく地方消費税を含む。)に1ヶ月分の就業時間数を乗じて得た額を支払うものとする。

2 派遣料金の支払期限は、当該就業月の翌々月末までとする。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取扱い)

第13条 乙が甲に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第35条及び同法施行規則の規定により甲に通知すべき事項のほか、当該派遣労働者の業務遂行能力に関する情報に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合又は他の法律に定めのある場合は、この限りではない。

2 甲及び乙は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報及び関係者の個人情報及び個人の秘密を正当な理由なく他に洩らし、又は開示する等してはならない。

3 別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

(営業秘密及び個人情報の守秘義務)

第14条 乙は、派遣業務の遂行により、知り得た甲及び取引先その他関係先の派遣業務に関する営業秘密について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならず、派遣労働者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。

2 乙は、派遣業務の遂行により、知り得た甲の役員、従業員等及び関係者の個人情報について、不当に漏洩し、開示し、又は不正に利用する等してはならず、派遣労働者にもそれを徹底、遵守させる責任を負う。

3 乙は、本契約による派遣業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による派遣業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本契約による派遣業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

6 乙は、本契約が終了し、又は解除されたときは、本契約による派遣業務に係る個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

7 第1項及び第6項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8 乙は、前7項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従わねばならない。

(契約期間満了の予告)

第15条 甲は、乙との本契約の締結に際し、本契約を更新する場合があります。更新する場合には、本契約の更新を行わないときは、相当の猶予期間をもって乙にその旨を通知するものとする。

(損害賠償)

第16条 派遣業務の遂行につき、派遣労働者が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合は、乙は甲に賠償責任を負うものとする。ただし、その損害が、指揮命令者その他甲が使用する者(以下本条において「指揮命令者等」という。)の派遣労働者に対する指揮命令等(必要な注意・指示をしなかった不作為を含む。)により生じたと認められる場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、その損害が、派遣労働者の故意又は重大な過失と指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、甲及び乙は、協議して合理的に当該損害の負担割合を定めるものとする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が本契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙事業主が当該訴えを取り下げたとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 派遣元(代表者又は代理人、使用人その他の従業員。)について刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙が本契約に関して前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、かつ甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙事業主は、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲に金銭的な損害が生じるものでないことを乙が立証し、甲において特に認める場合は、この限りでない。
- 3 第2項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく本契約の各条項に定める履行を怠り、履行の催告に対して誠意を示さないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約期間全体の支払総金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 甲が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 二 天災その他避けることの出来ない理由により、契約を履行することが不可能又は著しく困難となったとき。

(解除に伴う措置)

第20条 甲は、契約が解除された場合においては、乙が履行した部分に相応する派遣料金を乙に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約が解除された場合において、派遣労働者に貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が派遣労働者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 第2項前段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第17条又は第18条の規定によるときは甲が定め、第19条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第21条 乙が本契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から派遣料金支払の日まで民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条に定める率により計算した利息を付した額と、甲の支払うべき派遣料金を相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき民法(明治29年法律第89号)第404条及び第419条に定める率により計算した額の延滞金を徴収する。

(派遣契約の中途解除、派遣就業期間の短縮の特例)

第22条 甲は、専ら甲に起因する事由により、本契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

- 2 甲及び乙は、本契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない契約の解除を行った場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとする。
- 3 甲は、甲の責に帰すべき事由により本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、当該派遣労働者の新たな就業機会の確保を図るものとし、これができないときには、少なくとも当該契約の解除に伴い乙が当該派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。例えば、乙が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

4 甲は、本契約の契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

(第三者への委託の禁止)

第23条 乙は、本契約の履行の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は本契約によって生ずる権利を第三者に委譲してはならない。

(紛争等)

第24条 本契約について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

(協議事項)

第25条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、労働者派遣法、その他の法令を尊重し、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

本契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

(甲) 吹田市山田丘3-1

国立大学法人大阪大学微生物病研究所

所長 飯田 哲也

(乙)

印

(許可・届出受理番号)